

○湯河原町真鶴町衛生組合規約

昭和52年2月1日
許可

第1章 総則

(名称)

第1条 この組合は、湯河原町真鶴町衛生組合（以下「組合」という。）という。

(組織)

第2条 組合は、湯河原町及び真鶴町（以下「両町」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 組合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、次の事務を処理する。

- (1) 一般廃棄物の処理（収集運搬を除く。）
- (2) 家屋解体木くずの処理（収集運搬を除く。）
- (3) 一般廃棄物処理施設の設置及び管理

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜2,021番地の1に置く。

第2章 議会

(議会の組織等)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は9人とし、その選出区分は湯河原町5人、真鶴町4人とする。

2 組合議員は、両町の議会において議員のうちから選挙した者とする。

(議員の任期等)

第6条 組合議員の任期は、2年とする。

2 組合議員に欠員を生じたときは、当該組合議員を選出した町の議会は直ちにこれを補充するものとする。

3 前項による組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、組合の議会において組合議員のうちから選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

第3章 執行機関

(組合長及び副組合長)

第8条 組合に組合長及び副組合長各1人を置く。

2 組合長及び副組合長は、組合議会において両町の長のうちからこれを選出する。

3 組合長及び副組合長の任期は、当該町の長の任期による。

(会計管理者)

第9条 組合に会計管理者を置く。

2 会計管理者は、組合長の属する町の会計管理者をもって充てる。

(職務権限)

第10条 組合長は、組合を代表し、組合の事務を管理執行する。

2 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故があったとき又は組合長が欠けたときその職務を代理する。

3 会計管理者は、組合の会計事務をつかさどる。

(補助職員)

第11条 組合に職員を置く。

2 職員は、組合長が任命する。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員 2 人を置く。

2 監査委員は、組合長が組合議会の同意を得て、組合議員及び学識経験を有する者のうちから各 1 人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期によるものとし、学識経験を有する者のうちから選任される者にあつては 2 年とする。

第 4 章 経費の支弁方法

第13条 組合の経費は、両町の負担金その他の収入をもってあてる。

2 組合経費の負担金のうち、処理費に対応する負担金は、毎年 2 月 1 日を算出基準日とし、同日前 1 年間の処理量によって按分して算出するものとする。

3 組合経費の負担金のうち、管理費に対応する負担金は、両町が均等に負担するものとする。

4 前各項に定めるもののほか、経費の支弁方法は、組合議会の議決を経て定める。

附 則

1 この規約は、昭和52年 2 月 1 日から施行する。

2 この組合設立後、最初に選出された組合議員の任期は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、当該町の議会常任委員会委員の任期の残任期間とする。

附 則 (平成 6 年 1 月 6 日県指令市町第560号許可)

この規約は、神奈川県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成12年 1 月17日県指令市町第659号許可)

この規約は、神奈川県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成18年 3 月10日県指令市町第 7 号許可)

(施行期日)

1 この規約は、神奈川県知事の許可のあった日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行後、最初に選出された組合議員の任期は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、組合議員の属する町における議会の常任委員会委員の任期の残任期間とする。

附 則 (平成19年 3 月13日県指令市町第20号許可)

(施行期日)

1 この規約は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際地方自治法の一部を改正する法律 (平成18年法律第53号) 附則第 3 条第 1 項の規定により現に在職する収入役は、その任期中に限り、

なお従前の例により在職するものとする。

- 3 前項の場合においては、改正後の規約第9条及び第10条第3項の規定は適用せず、改正前の規約第9条及び第10条第3項の規定は、なお効力を有する。

附 則（平成29年10月3日県指令市町第1号許可）

（施行期日）

- 1 この規約は、神奈川県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約の施行後、最初に選出された組合議員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、組合議員の属する町における議会の常任委員会委員の任期の残任期間とする。